

宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について
【 商号又は名称 / 代表者又は個人に関する事項 】

		商号又は名称		代表者又は個人に関する事項		備考
				就退任	氏名	
		法人	個人	法人	共通	
宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	◎	
	第二面					
	第三面					
	第四面					
履歴事項全部証明 (商業登記簿謄本)		◎		◎	△	・発行日から3か月以内のもの。 ・法人のみ。
誓約書				◎		・就任者のみ。
略歴書				◎		・就任者のみ。
身分証明書 (本籍地の市区町村で発行)				◎※		・就任者のみ。 ・発行日から3か月以内のもの。
登記されていないことの証明書 (法務局で発行)又は医師の診断書				◎		・就任者のみ。 ・発行日から3か月以内のもの。
戸籍抄本 (本籍地の市区町村で発行)					△※	・外国籍の方、法人の場合は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
住民票抄本 (住所地の市区町村で発行)				△	△	・外国籍の方のみ※の書類に代えて必要。(国籍入り) ・発行日から3か月以内のもの。
外国籍用誓約書 (禁治産者・準禁治産者・破産者でないことの誓約書)				△		・外国籍の方のみ※の書類に代えて必要。
宅地建物取引業免許証書換交付申請書		◎	◎	◎	◎	
宅地建物取引業免許証(原本)		◎	◎	◎	◎	
宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書		◎	◎			・専任の宅地建物取引士に限らず、 従事している取引士は全て届出が必要。

◎: 必ず必要になるもの
△: 特定の人のみ必要になるもの

宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について
【 役員に関する事項(法人の場合) 】

		役員に関する事項 (法人の場合)			備考
		就任	退任	氏名	
宅地建物取引業者名 簿登載事項変更届出 書	第一面	◎	◎	◎	
	第二面	◎	◎	◎	
	第三面				
	第四面				
履歴事項全部証明 (商業登記簿謄本)		◎	◎	◎	・農業協同組合などは、役員の就退 任のわかる議事録の写しなどを添 付。 ・発行日から3か月以内のもの。
誓約書		◎			
略歴書		◎			
身分証明書 (本籍地の市区町村で発行)		○※			・すでに役員又は政令使用人の人 は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
登記されていないことの証明書 (法務局で発行)又は医師の診断 書		○			・すでに役員又は政令使用人の人 は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
戸籍抄本 (本籍地の市区町村で発行)				△※	・商業登記簿謄本(履歴事項全部 証明書)で証明できない人のみ。 ・発行日から3か月以内のもの。
住民票抄本 (住所地の市区町村で発行)		△		△	・外国籍の方のみ※の書類に代え て必要。(国籍入り) ・発行日から3か月以内のもの。
外国籍用誓約書 (禁治産者・準禁治産者・破産者 でないことの誓約書)		△			・外国籍の方のみ※の書類に代え て必要。

◎:必ず必要になるもの

○:条件により不要となるもの

△:特定の人のみ必要になるもの

宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について
【 主たる事務所に関する事項 】

		主たる事務所に関する事項					備考
		移転		所在地の表示		電話番号	
		法人	個人	法人	個人	共通	
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	◎	◎	
	第二面						
	第三面	◎	◎	◎	◎		
	第四面						
履歴事項全部証明 (商業登記簿謄本)		◎		◎			・発行日から3か月以内のもの。
住居表示変更証明書 (住所地の市区町村で発行)					◎		・発行日から3か月以内のもの。
事務所を使用する権原に関する書面		◎	◎				
【事務所の所有者と申請者が同一の場合】 建物登記簿又は固定資産評価証明書等の写し		◎	◎				・発行日から3か月以内のもの。
【事務所の所有者と申請者が異なる場合】 賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し							
事務所への案内図		◎	◎				・個人名が出てこないように注意。
事務所の写真		◎	◎				
事務所の平面図		◎	◎				
宅地建物取引業免許証書換交付申請書		◎	◎	◎	◎		
宅地建物取引業免許証(原本)		◎	◎	◎	◎		

◎: 必ず必要になるもの

宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について
【 従たる事務所に関する事項 】

		従たる事務所に 関する事項			備考
		移転	新設	廃止	
		共通	共通	共通	
宅地建物取引業者名 簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	
	第二面				
	第三面	◎	◎	◎	
	第四面				
履歴事項全部証明 (商業登記簿謄本)		○	○	○	・個人業者及び支店登記をしていない法人業者 は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
事務所を使用する権原に関する 書面		◎	◎		
【事務所の所有者と申請者が同一の 場合】 建物登記簿又は固定資産評価 証明書等の写し		◎	◎		・発行日から3か月以内のもの。
【事務所の所有者と申請者が異なる 場合】 賃貸借契約書又は使用貸借契 約書の写し					
事務所への案内図		◎	◎		・個人名が出てこないように注意
事務所の写真		◎	◎		
事務所の平面図		◎	◎		
従業者名簿の写し			◎		

		従たる事務所に 関する事項			備考
		名称	所在地の表示	電話番号	
		共通	共通	共通	
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	
	第二面				
	第三面	◎	◎	◎	
	第四面				
履歴事項全部証明 (商業登記簿謄本)		○	○		・個人業者及び支店登記をしていない法人業者は不要。 ・発行日から3ヶ月以内のもの。
住居表示変更証明書 (住所地の市区町村で発行)			○		・法人業者は不要。 ・発行日から3ヶ月以内のもの。

◎:必ず必要になるもの

○:条件により不要となるもの

宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について
【 政令第2条の2で定める使用人に関する事項 】

		政令使用人に関する事項				備考
		就任		退任	氏名	
		法人	個人	共通	共通	
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	◎	
	第二面					
	第三面	◎	◎	◎	◎	
	第四面					
誓約書		◎	◎			
略歴書		◎	◎			
身分証明書 (本籍地の市区町村で発行)		○※	○※			・すでに役員又は政令使用人の人は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
登記されていないことの証明書 (法務局で発行)又は医師の証明書		○	○			・すでに役員又は政令使用人の人は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
戸籍抄本 (本籍地の市区町村で発行)					◎※	・発行日から3か月以内のもの。
住民票抄本 (住所地の市区町村で発行)		△	△		△	・外国籍の方のみ※の書類に代えて必要。(国籍入り) ・発行日から3か月以内のもの。
外国籍用誓約書 (禁治産者・準禁治産者・破産者でないことの誓約書)		△	△			・外国籍の方のみ※の書類に代えて必要。

◎:必ず必要になるもの
○:条件により不要となるもの
△:特定の人のみ必要になるもの

宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について
【 専任の宅地建物取引士に関する事項 】

		専任宅地建物取引士 に関する事項				備考
		就任		退任	氏名	
		法人	個人	共通	共通	
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	◎	
	第二面					
	第三面					
	第四面	◎	◎	◎	◎	
略歴書		◎	◎			
戸籍抄本 (本籍地の市区町村で発行)					◎※	・発行日から3か月以内のもの。
住民票抄本 (住所地の市区町村で発行)					△	・外国籍の方のみ※の書類に代えて必要。(国籍入り) ・発行日から3か月以内のもの。
業法第31条の3に基づく誓約書		○	○			・代表者と専任の宅地建物取引士が同一の場合は不要。
専任の宅地建物取引士設置証明書		◎	◎	◎		
宅地建物取引士証の写し		◎	◎			・住所変更がなされている場合には、裏面の写しも添付。
宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書		△	△	△	◎	・従事先登録の変更が必要な場合及び氏名を変更した場合。 ・氏名変更の場合は、資格登録簿変更とともに、宅地建物取引士証の書換え交付申請が必要。

◎: 必ず必要になるもの
○: 条件により不要となるもの
△: 特定の人のみ必要になるもの

役員変更等における添付書類の必要性の有無について

添付書類の名称 変更の内容		誓約書	略歴書	身分証明書	登記されていること 又は医師の診断書 の証明書	履歴事項全部証明書 （商業登記簿謄本） （法人業者のみ）	業法第31条の3に基 づく誓約書	専任の宅地建物取引士 設置証明書
変更後役職	変更前役職							
代表者※1	全て	◎	◎	◎	◎	◎		
代表取締役、 取締役、監査	代表者、代表取締役、取締役、監査、政使	◎	◎			◎		
	専取、一般	◎	◎	◎	◎	◎		
政使※2	代表者	◎	◎					
	代表取締役、取締役	◎	◎					
	政使（支店間異動）	◎	◎					
	専取、一般	◎	◎	◎	◎			
専取※2	代表者		◎					◎
	代表取締役、取締役		◎				◎	◎
	政使		◎				◎	◎
	専取（支店間異動）		◎				◎	◎
	一般※2		◎				◎	◎

◎:届出が必要

※1 代表者とは宅建業における代表のことを言い、単に代表取締役であることは含まれない。

※2 政使とは政令使用人、専取とは専任の宅地建物取引士、一般とは一般従業者のことをさす。

相談役、大株主に関する変更については、変更届は不要です。(更新申請時に審査します。)